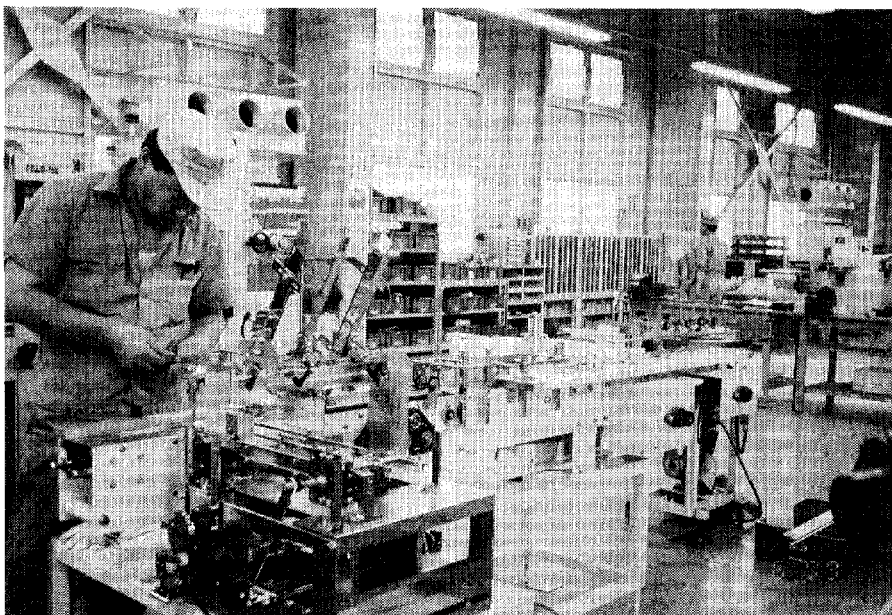


関西 労災職業病

関西労働者安全センター

1999.6.10発行〈通巻第284号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 石綿対策全国連絡会議・EUが石綿全面禁止を打ち出す中、
専門家集団としてのイニシアチブを日本産業衛生学会に要請……2
- 職場改善事例しょうかい その5 金属機械労組トキワ工業支部…6
- ダイオキシンのお話 その10……………10
- 1999年夏期一時金カンパへのご協力をお願い……………13
- 前線から(ニュース)……………14

右手全指切断のフィリピン労働者、会社側と勝利和解 西成／豊中市が安全衛生対策で事前評価制度を取り入れ 北大阪／増える奈良北葛ユニオンの労働相談 奈良／作業期間の食い違い理由に不当な事業主証明拒否 八日市／1歳児保育で頸肩腕障害悪化、公務災害を申請 摂津市職 北摂／外山鑄造労災損害賠償裁判 元同僚と被告会社社長の証人尋問おこなわれる 京都

石綿対策全国連絡会議

EUが石綿全面禁止を打ち出す中、 専門家集団としてのイニシアチブを

日本産業衛生学会に要請

5月はじめEU(ヨーロッパ連合)の内部機関である技術進歩委員会が賛成13対反対2でクリソタイルを禁止する指令を提案することを決した。今後、この提案は内閣にあたるEU委員会において採択され、発効する見通した。

来るべき新しい指令によって、欧州連合内においては、クリソタイルおよびクリソタイル含有製品の使用および販売(わずかな例外を除いて)段階的に禁止されることになるということである。焦点になっていたイギリスでは、安全衛生庁(HSE)のスポークスマンが「この投票によって加盟諸国は、2005年以前に禁止を導入することが可能になる。これはイギリスの意図である。安全衛生委員会(HSC)は、このことを討議するため5月11日に会合を行う」と語っており、かくしてEU内における石綿全面禁止が遠くない将来に実現することが明確となった。

一方、日本政府は、石綿全面禁止の各方面からの要請にもかかわらずいまだに犯罪的に腰が重い。石綿対策全国連ではこうした状況を変えていく方策の一つとして、日本産業衛生学会宛てに要請をおこなった。これは、東京で5月に行われた学会総会にあわせておこな

われたもので、学会側は「とりあえず各会構成員全員に配布する」と答えているということである。

石綿の許容濃度に関する学会として勧告がかなり遅れており、こうした面を含めて専門家集団としての社会的責任を積極的に果たしてもらいたいという趣旨の要請である。今後の学会、専門家サイドの対応が注目される。

以下がその全文である。

日本産業衛生学会理事会御中

理事長 藤木 幸雄 殿

同 許容濃度委員会御中

委員長 櫻井 治彦 殿

同 石綿許容濃度小委員会御中

委員長 矢野 栄二 殿

日本におけるアスベスト禁止の
実現に向けた要請

日頃の貴学会及び関係各委員会の皆様の御
研鑽、御活躍に心から敬意を表します。

私たちはこれまで、日本において、発がん物質アスベストの危険性の啓蒙、アスベストによる健康被害の掘り起こし、すでに使用されているアスベストに対する労働・環境対策の確立・強化、そして、何よりも日本におけるアスベスト禁止の早期実現に向けて、様々な取り組みを進めてきました(石綿対策全国連絡会議は、そのような目的のために、1987年11月14日に労働組合や市民団体および関心をもつ個人によって設立された団体です)。

アスベストが最悪のインダストリアル・キラーであることの証拠が確実に増大し、その認識がいきわたるに連れて、国際的にアスベスト(現在の焦点はクリソタイルについて)の流通・使用等の禁止に向けた動きが加速し、いままさにホットな話題になっています。

ヨーロッパでは、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイスに続き、フランスが1997年1月1日からアスベストの禁止に踏み切りました。次いで1998年2月にはベルギーが禁止し、8月にイギリスが禁止の提案を行いました。イギリスを含めると、EU加盟15か国中10か国がアスベストの禁止を決定したことになります。ヨーロッパ全体=EUとしてアスベストを禁止(EU指令76/769/EECの改正)が日程にのぼっています。ポーランド、サウジアラビア、シリア、南アフリカ、ニュージーランド、オーストラリアといった国々でも禁止または禁止に向けた動きが進んでいると伝えられています。世界最大の使用量(1970年代に約80万トン)を誇ったアメリカでは、EPA(環境保護庁)によるア

スベスト禁止の導入が手続の不備を理由に失敗したにもかかわらず、すでに年間約2万トン程度にまで激減していることは周知のとおりです。

これに対して、アスベスト産出・輸出国は、規制のない/弱い開発途上諸国に販路を拡大しようとしており、その障害にならないようにという理由で、すでに市場としては価値の低いヨーロッパにおける禁止の動きを妨害しようと躍起になっています。1998年5月にカナダが、フランスのアスベスト禁止措置を非関税貿易障害であるとして世界貿易機関に提訴したのもその現われです。

このような中で、1998年には前年比3割減少したというもののいまだに年間120,813トン(1998年)も輸入し続けている日本は、孤立無縁のアスベスト使用大国となっています(1997年は176,021トンで同年の世界のクリソタイル産出量192万トンの1割弱を占めています)。国際的な禁止の流れの中で日本だけが取り残され、日本におけるアスベスト被害を長期間持続・拡大させるばかりでなく、欧米で体験済みの被害を世界中に拡散することにつながる開発途上国への販路拡大を下支えする「イチジクの葉」の役割を果たさせられるという懸念が増大しています。

ヨーロッパにおける事態の進展は科学的裏づけを伴っています。

クリソタイル・アスベストの有害性についてはあらためて再検討するまでもありませんが、1998年11月に公刊された世界保健機関(WHO)等の環境保健クライテリア203「クリソタイル・アスベスト」は、「クリソタイル・ア

スベストへの曝露は、量—反応関係をもって、石綿肺、肺がんおよび中皮腫の過剰リスクをもたらす。発がん性に関する閾値は確認されていない。「クリソタイルよりも相対的に安全な代替品が利用可能な場合には、それらの使用が考慮されるべきである」と結論づけています（サマリーは、<http://www.who.org/dsa/justpub/add.htm#Chrysotile Asbestos>、http://www.who.int/pes/docs/ehc_203.htm で入手可能）。

近年のヨーロッパではむしろ、クリソタイル代替物質の相対的安全性をめぐる議論の方が問題になっていたようですが、この点でも次のような包括的なレビューがまとめられています。

イギリスでは、安全衛生庁（HSE）が保健省の発がん性に関する委員会（CoC）に委託して、1998年7月にまとめられた「3つのクリソタイル代替物質の発がんリスクに関するHSEへの報告」（<http://www.open.gov.uk/doh/chrys.htm>）で入手可能。3つの代替物質はPVA、パラ・アラミッド、セルロース）が、HSEの禁止提案の根拠のひとつとなりました。CoCは、代替品の管理された使用によって引き起こされる健康リスクは、クリソタイルの管理された使用によるものよりも小さいという結論に達しました。

EUでは、欧州委員会第3総局（DG III）の委託を受けた毒性、環境毒性および環境に関する科学専門委員会（CSTEE）が1998年9月に、「クリソタイル・アスベストおよび代替候補物質に関する見解」（http://europa.eu.int/comm/dg24/health/sc/sct/out_en.html）で入手可能）を発表しました。「肺と胸膜のがん、

肺の繊維化…およびその他の影響の誘発に関して、セルロース、PVA、パラ・アラミッド繊維のいずれもがクリソタイルと同等またはより大きなリスクを引き起こすことはなさそうである。発がん性および肺の繊維化の誘発に関して、CSTEEは、リスクは相対的に低いようであるという合意に達した」としています。

アスベスト被害の拡大の予測については、1997年10月の国際職業性呼吸器疾患会議（京都）でも紹介されたように、「石綿関連疾患診断・認定のためのヘルシンキ・クライテリア」（1997年1月）は、「西ヨーロッパや北アメリカ、日本、オーストラリアでアスベストの使用は1970年代にピークがあり、約8億人の人口に対し、現在毎年1万人の中皮腫および2万人の石綿関連肺がんの発生が予測されている」としています。

アスベスト禁止を導入した各国においては、長期的なアスベスト被害の発生予測が実施されている国々もあり、最近、イギリスのJulian Peto 教授は、イギリス、イタリア、フランス、オランダ、ドイツのデータを基礎にした研究を発表しています（*The European mesothelioma epidemic, British Journal of Cancer* (1999) 79 (3/4), 666-672）。これによると、西ヨーロッパにおけるアスベストによる中皮腫の死亡件数は、1998年の5,000から2018年には約9,000とほとんど2倍になり、今後35年間の合計は25万にのぼると予測しています（アスベストによる肺がんもほぼ同じ（肺がんは中皮腫の2倍とする議論も多いが）として合計死亡件数は50万）。スウェーデンでは、1982年にアスベストの使

用禁止に踏み切ったにもかかわらず、アスベストによる中皮腫の死亡件数は今日では死亡労働災害全体よりも大きく、1960、70年代に採用された防護措置も中皮腫のリスクを減少させなかったとする研究も最近発表されています (Pleural mesothelioma in Sweden: an analysis of the incidence according to the use of asbestos, Jarvholm et al, British Occupational and Environmental Medicine, Vol. 56, No. 2, Feb. 1999)

以上は、いずれもこの間の世界中の科学的研究をレビューしたものであり、クリソタイル・アスベストの禁止に踏み切るうえでこれ以上の科学的知見を待たなければならない必然性はありません。にもかかわらず、このような近年急展開している国際的動向に関する情報を入手しようという努力もまったくしないまま、日本の関係省庁は「新たな科学的知見が得られれば検討する」と繰り返すばかりです(これは、私たちが毎年行っている省庁交渉の経験です)。

このような行政の姿勢が正されないかぎり、

前述した懸念は現実のものとなりかねないと言わざるを得ません。

私たちもこれまで以上の取り組みを押し進める所存ですが、貴学会におかれましても、①日本におけるアスベスト(クリソタイル)禁止の早期実現、②アスベスト被害の実態の把握・将来予測、③現在なおアスベストに曝露する可能性のある労働者に対する防護措置の一層の強化、のために格段のイニシアティブを発揮していただくよう、要請する次第です。

1999年5月

石綿対策全国連絡会議

代表委員

加藤 忠由 (全建総連委員長)

佐藤 晴男 (自治労副委員長)

富山 洋子 (日本消費者連盟運営委員長)

広瀬 弘忠 (東京女子大学教授)

〒136-0071

東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881

心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

A5版・約130頁

安全で健康にコンピューターを使いこなすための
情報や工夫・知恵を満載

[定価] 1,500円

[安全センター特価]1,200円 (送料別)

(ご注文・お問い合わせ)

関西労働者安全センター

tel:06-6943-1527 fax:06-6943-1528

著者: 酒井一博 (財) 労働科学研究所副所長
漫画: さとうしんまる

職場改善事例しょうかい その5

金属機械労組トキワ工業支部

「その4」を1998年1月号に掲載したのを最後に1年以上連載が中断していたが、今号よりこの改善事例紹介コーナーを復活させることとなった。職場の安全衛生問題をよく分かっているのは、誰よりも実際にその職場で働く労働者である。取材してみると、労働者がそれぞれ働きやすいように工夫している例がどの職場でもみられる。そのような小さな改善例から経営者側に対する組合の団体交渉など努力を重ねて勝ち取った例まで、幅広く紙面で紹介することによって少しでも他の同種の職場の参考になれば幸いである。

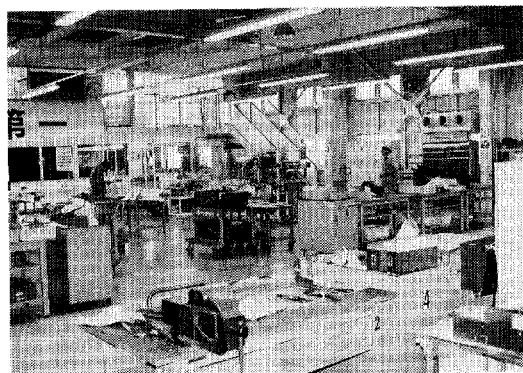
* * *

カップラーメンを包んでいる透明フィルム。すぐにベリベリと剥がされて捨てられるものだが、考えてみるとそういった透明フィルムに包まれた商品は意外と多い。ラーメンの他に、納豆や酒パック、乾電池。金属機械トキワ工業支部のあるトキワ工業株式会社は、商品を外装フィルムで包装する機械を製造している。組合員75人のうち61人が働く大阪本店を訪問した。

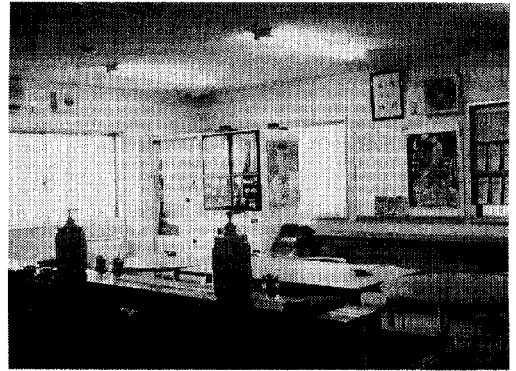
○新工場

2年前に新築された棟内の工場は明るくて清潔。(写真1)包装機の組み付け作業が行われる。部品や工具で散らかりがちになる作業だが、通路が広く取られ、作業空間にもゆとりがある。

(写真1) 新工場構内



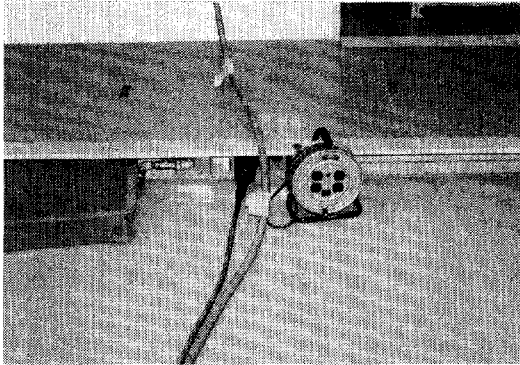
(写真3)



(写真2) たばこは中2階の喫煙・休憩所で

○電源位置の改善

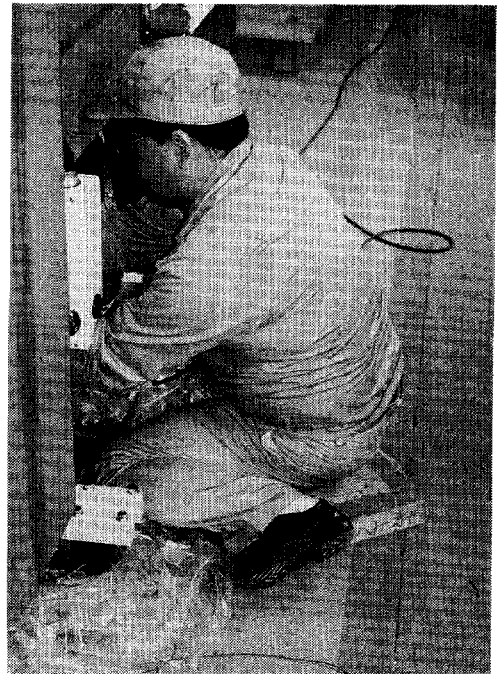
従来の工場ではつり下げ式電源(写真3)であったが、包装機の高さの都合、電源の接続部分が包装機や作業者に触れ、作業の妨げとなることがあった。新工場では電源を壁際の段差の中に納めた(写真4)。組み付け作業には便利になったが、段差が部品の搬入上邪魔になることも。一長一短ということか。



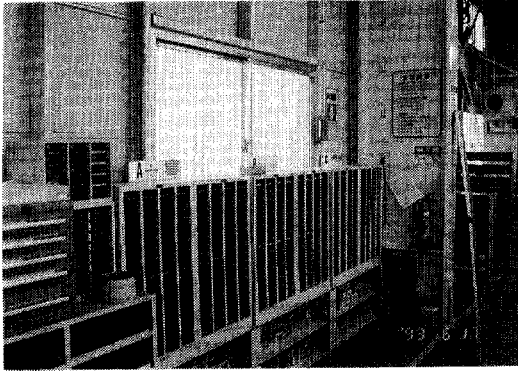
(写真4)

○マイ・クッションで快適に

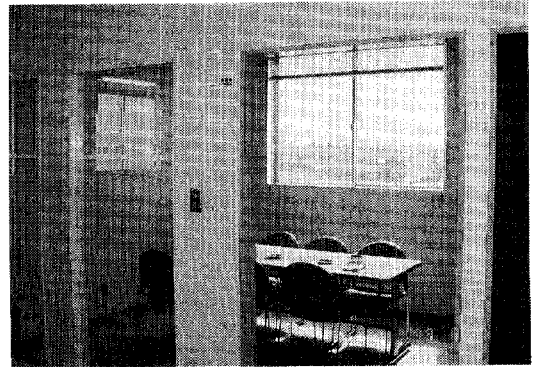
電気系統の設置は長時間座りっぱなしで作業することも多い。作業員全員、長時間座っても型くずれしないクッション材をおしりに強いて作業する(写真5)。それぞれこのマイ・クッションを使用するようになってからかなり作業が楽になった。



(写真5)



(写真6) たくさんの種類の部品が整理されて
収まっている。



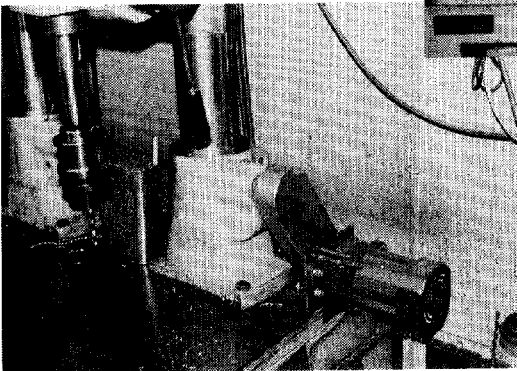
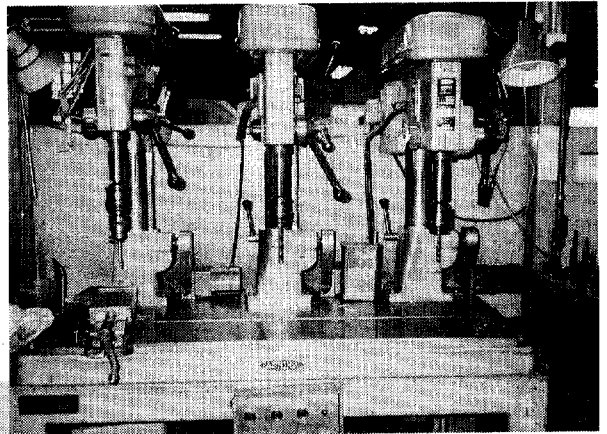
(写真7) 食堂に設置された喫煙室

○自家製モーターカバー

シャーリング、ボール盤、グラインダ、電気溶接機などあらゆる工作機械が使用されている部
品製造部門。ちょっとした工夫があち
らこちらに。

上 (写真8) 三連式ボール盤

下 (写真9) モーターカバー



(写真8) は三連式のボール盤。手前の型
に、部品を固定させて溝に沿って手動で移
動させて次の加工作業へと移る。ボール盤
のモーター部分の巻き込み防止カバーを考
案し取り付けた(写真9)。

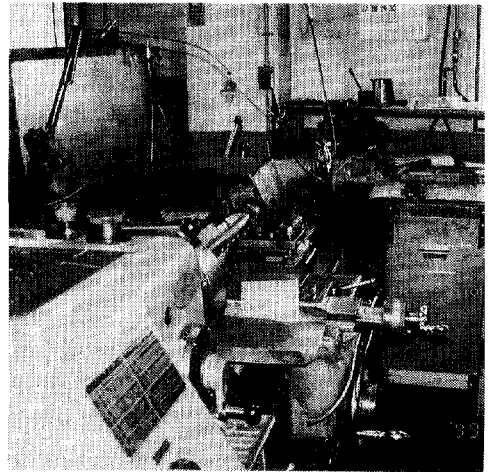
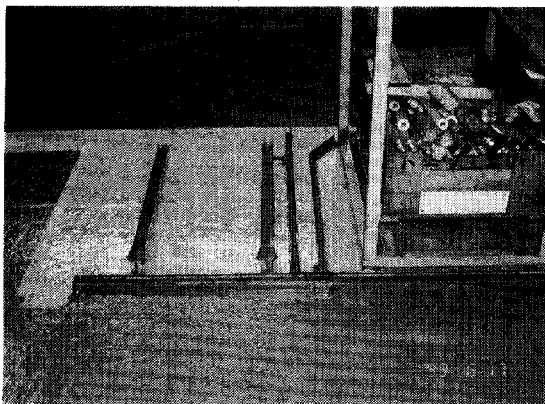
○部品の運搬

手動リフト(写真11)で部品を箱ごと引き出し、(写真12)の部分に台車を待機させてレールに沿ってリフトを滑らしそのまま台車に積み込む。重量物を人間が持ち上げる必要は全くなし。

(写真 11)



(写真 12)



(写真 10) これもやはり自家製カバー(中央透明部分)



(写真 13) 案内してくれた今西書記長、村上執行委員、有り難うございました。

工具などの独自の工夫は無数にあり、あまり取り上げることができずに申し訳ないくらいである。工具の目の前に保護めがねが揃えておいてあり、保護具使用の注意書き看板があったり、工具の手元に向けてライトが設置されていたり、5分間清掃の奨励などなどきりが無い。しかしながら、「気をつけなければと分かっている、ついちょっとだけだからと不安全な作業をしたりというのをちゃんと自覚してやめてもらうのが、やはり難しいですね。」とは今西書記長の談。ということで、作業者の自覚を促すアイデアを募集。

取材・文責：田島陽子(事務局)

ダイオキシンのお話

中地重晴 (環境監視研究所)

その10

データ隠しから始まった豊能郡美化センター問題

昨年春、豊能郡能勢町の豊能郡美化センターのダイオキシン汚染問題は清掃工場の設備に欠陥があったことにより、全国各地に波紋を投げかけました。

そもそもの発端は96年度に実施された全国一斉の排ガス調査で、厚生省に調査結果を報告せず、データ隠しを行ったことからでした。97年6月の町議会で排ガス処理設備の大幅改修の予算化が提案され、なぜこの時期にするのかということが問題になりました。調べてみると97年1月に排ガス測定を実施したところ、180ng-TEQ/m³という結果で厚生省の閉鎖基準を上回っていました。これを一部事務組合が厚生省に故意に報告していなかったことが問題になり、住民の要求で周辺土壌の汚染調査を実施したところ、隣接する能勢高校の栗林から2700pg-TEQ/gという高濃度のダイオキシン類が検出されました。

同時に排ガス調査のために、製造メーカーの三

井造船がダイオキシン測定のために燃やすごみを分別するなどいろんなテストを繰り返しても閉鎖基準の80ng/m³を下回ることにはなかったことがわかり、炉の欠陥が指摘されました。

そのため、専門家による検討委員会を設置して、再度詳細な調査を実施したところ、清掃工場の南側の法面から8500pg/gというさらに高濃度のダイオキシン類が検出され、大問題になりました。発表されたのが昨年4月のことですから、記憶に新しい方もおられると思います。異性体分布から排ガス中によるものとされ、清掃工場のすぐそばになぜ、高濃度のダイオキシンが検出されるのか、ミステリーのような結果でした。そのため、原因を究明するために、厚生省が専門の委員会を設置し、さらに調査にのりだしました。環境庁も周辺住民の健康調査を実施したり、労働省も労働者の健康調査を行いました。

原因は焼却炉の構造的欠陥

昨年9月に報告された厚生省の専門委員会の報告

		TCDD (pg/g-fat)	ダイオキシン類 (pgI-TEQ/g-fat)	Co-PCBs (pgP-TEQ/g-fat)
I (56名)	平均	3.83	34.17	11.94
	標準偏差	2.06	12.03	7.71
II (8名)	平均	5.38	66.84	18.42
	標準偏差	3.85	20.05	13.32
III (13名)	平均	5.64	93.33	21.40
	標準偏差	2.78	26.11	11.46
IV (15名)	平均	8.57	323.31	23.17
	標準偏差	2.74	223.23	16.32

表2 焼却施設関連分類別に見た血中ダイオキシン類及びCo-PCBs濃度
(注: I, II, III, IVの分類はp12の参考表1及び2参照)

表2 豊能郡美化センター周辺住民46名の血中ダイオキシン類濃度

	平均	SD	最小値 - 最大値
TCDD	4.1	2.3	(1.2 - 11.8)
PCDDs+PCDFs	25.3	11.3	(6.3 - 66.7)
Co-PCBs	9.1	6.6	(1.8 - 28.3)

(資料出所：平成11年2月13日大阪府発表資料)

では周辺土壌から最高8800pg/gのダイオキシン類が検出され、敷地内の土壌では31000pg/g、冷却水槽の回りの土壌からは52000ng-TEQ/gと桁外れの高濃度のダイオキシン類が検出されました。また、集じん機の後段に設置されていた塩化水素除去の湿式洗煙塔の洗煙排水から3000 μg-TEQ/l、それを冷やす開放型冷却塔の冷却排水から130 μg-TEQ/l 検出され、その濃度の高さにびっくりしました。

こうした高濃度のダイオキシン汚染の原因は以下のように最悪のケースが重なった構造的な欠陥によることがわかりました。

ダイオキシン類の発生原因として、①焼却炉の燃焼温度が低く、不完全燃焼により、ダイオキシン類が発生した。②電気集じん機入り口の排ガス温度が高く、電気集じん機でさらにダイオキシン類が発生した。

さらに、ダイオキシン類が濃縮した原因は、①塩化水素対策のために電気集じん機の後段に設置された湿式洗煙塔で、排ガス中のダイオキシン類が洗煙排水に移行した。②洗煙排水を循環使用していたために、ダイオキシン類が濃縮された。③湿式洗煙塔の冷却部で、排ガス及び洗煙排水からダイオキシン類が冷却水に移行し、濃縮された。

最後に、ダイオキシン類を高濃度に含んだ冷却水が屋上の開放型冷却塔で空冷で冷やされていたため、ダイオキシン類を含んだ飛沫が屋上の冷却塔及び施設近傍の土壌に落下し、高濃度汚染を起こしたと、推定されました。

まさに、二重、三重の構造的欠陥、設計ミスが積み重なり、最悪の事態を招いたと説明されました。開放型冷却塔は厚生省の補助金対象にならず、塩化水素対策という名目でダイオキシン類の除去効果をねらって、大阪府が独自に補助金を付けていたために、同型の清掃工場が全国で約30ヶ所あ

り、その三分の二が大阪府下に集中するという皮肉な結果がわかりました。それで、同型の開放型冷却塔をもった清掃工場で緊急にダイオキシン調査が行われました。

その調査の一部として、たとえば、大阪市の森之宮工場の周辺調査で同じような高濃度の土壌汚染が見つかったりしています。

労働省による労働者の健康調査

厚生省の専門委員会の報告を受け、昨年10月、労働省は「豊能郡美化センターダイオキシン問題に係る調査検討委員会」を設置して、豊能郡美化センターで働いたことのある労働者の健康調査を実施しました。

豊能郡美化センターで作業に従事したことのある労働者の中で、希望者を対象に、健康調査が実施されました。調査結果については、本年4月に報告書が作成され、6月には中央災害防止協会から「豊能郡美化センターにおけるダイオキシン類による健康影響調査」(労働省化学物質調査課編)として発行されていますので、詳細を知りたい方はそちらを購読してください。

結果は92名の受診者を対象に、作業歴、生活歴などの聞き取り調査、皮膚科医による皮膚視診、医師による健康状況調査及び血液検査が実施されました。

結果は皮膚科医の視診では、色素沈着やニキビなどの有所見はダイオキシン類とは無関係と考えられると、されています。血中ダイオキシン類濃度については一般人や、周辺住民と比較して、高濃度であることがわかりました。特に、焼却炉内作業に従事したことのある労働者の血中濃度が高く、最高値は806pg-TEQ/g-脂肪でした。作業実態

として、エアラインマスクやホースマスクなどの保護具を着用せずに、焼却炉内の作業をしていたため、ダイオキシン類を体内に取りこんだことは確実です。

また、焼却棟内には普段立ち入らず、管理棟のみで事務作業に従事していた労働者の血中濃度も周辺住民や一般人と比較してもダイオキシン類濃度は高く、統計的に有意な差がありました。これはダイオキシン類を含んだ粉塵が事務室に入り込んだり、ダイオキシン類が付着した作業着からの二次汚染の影響ではないかと考えられています。

最近発表された厚生省の報告では豊能郡美化センターで施設が稼動していた9年間の間に焼く224g-TEQのダイオキシン類が発生し、屋上の開放型冷却塔から110g、排ガスから114gのダイオキシン類が排出されたと見積もられています。

本年4月に労災申請をした元作業員2名は労働省の調査は信用できないからと受診していません。今までにない高濃度のダイオキシン類汚染が局所的に起こったことが今後労働者の健康に影響していくのか注意を払う必要があると思います。

(つづく)

参考表1 焼却施設関連度分類による分類

群	対応する作業場所別分類カテゴリー
I 群 (56名)	A 0, B 0, B 1, C, D 0
II 群 (8名)	A 1
III 群 (13名)	A 2, D 1
IV 群 (15名)	D 2

参考表2 作業場所別分類による対象者の分類

A 管理棟内で作業に従事する者 (14名)
0 破砕施設棟又は焼却施設棟内に立ち入らない者 (3名)
1 時に焼却施設棟内作業に従事するが焼却炉関連設備* 内作業の支援は行わない者 (8名)
2 時に焼却炉関連設備内作業の支援を行う者 (3名)
B プラットホームに立ち入りごみ搬入作業に従事する者 (33名)
0 豊能郡美化センター内洗車場での洗車作業がない者 (8名)
1 豊能郡美化センター内洗車場での洗車作業がある者 (25名)
C バンカや集積場で灰固化物又は鉄分・不燃物の積載作業に従事する者 (17名)
D 破砕施設棟又は焼却施設棟内で作業に従事する者 (28名)
0 破砕施設棟又はクレーン操作室内作業のみに従事する者 (3名)
1 焼却施設棟内作業に従事するが焼却炉関連設備内作業には従事しない者 (10名)
2 焼却炉関連設備内作業に従事する者** (15名)

* : 焼却炉、電気集じん器、湿式洗煙塔等を示す。

** : D 2 以外で焼却炉関連設備内の作業に従事した者はない。

一九九九年夏期一時金カンパへのご協力をお願い

各位におかれましては、労働者、市民の諸権利を発展、拡大させる先進的な取り組みに日夜ご奮闘のことと深く敬意を表します。また、当関西労働者安全センターに対しまして、常日頃多大なご支援ご協力をいただいておりますことに改めて心より御礼申し上げます。

「規制緩和」の流れのなかで労働法制の改善が進行しており、労働者の諸権利、いのちと健康を守る運動をめぐる状況も厳しいものがあります。安全センターへの相談においても、パート、派遣労働者、外国人労働者といった不安定、未組織労働者からのものが大きな比重を占めているのが現状です。使用者側は労働コスト削減のため安全衛生管理の努力をないがしろにする傾向にありますし、さまざまな職場において未だに労災隠しが横行し、労働行政側もこれに何ら抜本的な対策を持たないのが現状です。労働省の統計によれば労災死亡などについて数字上は減少傾向にあるとされていますが、経済状況の悪化をみても、本当に減少しているのかどうか疑わしいと言わなければなりません。

過日の本年度定期総会において、労働行政への働きかけ、情報の発信、労働組合との連携をさらに強化していきたいながら、さまざまな課題に取り組んでいくことを確認しました。その一環として現在、大阪労働基準局との包括的な交渉を準備しているところです。個別の労災相談事案の解決のみならず、

自主対応・参加型の安全衛生活動の普及につとめ、企業規模にかかわらず実効力のある安全衛生活動の発展を通して、労災職業病の防止、健康に働ける職場づくりに取り組んでいきたいと考えております。こうした労災職業病の防止とともに、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症、じん肺など多くの職業性疾病についての労災認定基準改善をはじめとする労災補償制度の見直し・改善や労災補償上積み要求を通じた企業責任の追及も重要な課題と考えております。

今後とも労働者の基本的権利としての「いのちと健康」の問題に対して皆様とともに全力で取り組んでゆきたいと思っております。安全センター運動への変わらぬご支援と共に、いつもながらのお願いでまことに恐縮ではありますが趣旨を何卒ご理解いただき表記一時金カンパへの絶大なるご協力を切にお願い申し上げます。

一九九九年七月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄

郵便振替口座00960171315742
大阪労働金庫梅田支店普通1340284

前線から

右手全指切断のフィリピン労働者、会社側と勝利和解

西成

プレス作業中、プレス機で右手指をすべてなくしたフィリピン人労働者が、四月末損害賠償訴訟で1100万円により勝利和解した。

ベンジャミン氏は、1997年4月より、自動車ホイールのプレス加工会社、太陽金属（西成）でプレス工として就労していたが、会社側が勝手に両手式の安全装置を解除していたため、片手を一方の安全ボタンに置いたとたん金型が氏の右手を襲い、材料の位置を調整していた右手の指を全て失った。安全教育もなし、主任者も不在の状態で行った事故である。

同社は、それまでも再三プレス災害を起こしており、今回の裁判で会社側証人として証言台に立った従業員自身も指をなくす災害に二度も遭っている。そしてそこにベンジャミン氏を

はじめ多くの外国人労働者が就労していた。今回は、損害賠償の形で会社の安全責任を追及できたが、経営者の責任が問われないまま労災が広く潜在している現実をあらためて突きつける事例だっ



祝賀パーティでのベンジャミン氏と養父弁護士

た。

帰国前のささやかな祝賀パーティーでベンジャミン氏は、日本の清潔な市場（いちば）のシステムをフィリピンに導入する仕事をしたいと希望を語っていた。指はなくなったが右手でカメラのシャッターを操り、テープでペンを手に巻きつけて筆記するなど、なにごとにつけても前向きなベンジャミンさんの今後の故国での活躍を期待したい。

豊中市が安全衛生対策で事前評価制度を取り入れ

北大阪

豊中市労連は、市の労働安全衛生対策として、昨年

より事前評価制度を取り入れる方針を固め、取り組み

を続けてきたが、このほど市の中央労働安全衛生委員会でその要綱案を作成、具体化の段階に入っている。

事前評価制度とは、新たな機械を購入したり施設を改修、新設するなどの際

に、購入前や設計段階で、作業者の安全衛生の観点からの点検を制度化するもの。同市の実施要綱案では、新たな機械、設備などを所管する部局の長または、安全衛生委員会が評価検討の必要があると認めるときは、「事前評価検討会」を設置することができる、としており、市職員が職務に携わる作業環境のほぼすべてが対象となる。

同市労連は、6月8日に検討・学習会を開催し、具体化にあたっての問題点を検討した。たとえば、建設物では設計、建設段階のどの時期に事前評価を行うのかという問題点や、各職場ごとの評価基準をどう設定するのかなどについて、議論が交わされた。

またこの学習会では、講師として同市労連顧問医の片木健一氏も参加、最近の

労働安全衛生マネジメントシステムやISOの動きと関連付け、事前評価制度取り入れを積極的に位置付けた。

こうした制度を自治体で設ける事例は、全国的に見ても例が少なく、この日の議論内容は、具体化の過程で解決されるべきものと考えられる。同市労連の今後の取り組みが大いに期待されるどころだ。

増える奈良北葛ユニオンの労働相談

雇用の多様化に対応必要なユニオン活動

北葛ユニオン **奈良**

奈良県で労働相談などの活動を続けている労働組合北葛ユニオンは、6月6日に大会を開催し、センターから西野が参加、「働き方を考える」と題して記念講演を行った。

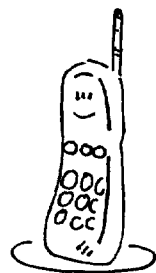
同労組の活動地域は、通勤圏になることもあり大阪のユニオンとの関連も多くなっている。特に労働相談で対応した事例の中でも、他地域のユニオンに持ち込まれた相談に、地域的な関連で応じたものが多くなっ

ている。今後もこうした傾向が増えていくことが予想され、同ユニオンではさらに対応能力の強化が求められているといえよう。

記念講演では、多様化した雇用形態と職安法、労働者派遣事業法改正問題を中心の話題となった。また、必ずしも雇用という労働関係の規制の枠にとどまらない、請負、委任、ボランティアを標榜する「働かせ方」も多くなっていることについても注意を喚起、シ

ルバー人材センター、介護労働、構内下請などの事例について、議論を行った。

法律に決められた「雇用」形態というより、働き方自体が合法、不法を問わず、しかも地域も問わず大きく多様化している現在にあって、働く人々の権利を守るために、一人でも加入できる地域ユニオンの活動は、今後さらに必要になってくると思える。奈良地域での同ユニオンの今後の活動が期待される。



作業期間の食い違い理由に 不当な事業主証明拒否

30年前の粉じん作業によるじん肺死

八日市

東京に在住するSさん（72歳）はじん肺のため昨年1月から入退院を繰り返し、在宅酸素療法が必要なほど悪化していた。神奈川県労災職業病センターの存在を知り相談され、じん肺管理区分申請、労災請求に取り組んでいた矢先の今年1月早々、じん肺により死亡された。

Sさんが粉じん作業にたずさわったのは、1968年から1977年まで在職した、滋賀県にあるT製作所（紡績機械製造）における1968年から1975年までの約8年間だった。この時期、Sさんは同社資材課に在籍し、動力砥石を使って鉄、銅、アルミなどの切断作業をおこなった。毎日おらさき色の煙と粉じんにまみれて仕事をし、切断機の近くだけでも毎日3杯くらいの鉄粉がたまっていたことである。同じ職

場では鋳物の研磨作業も行われており猛烈な粉じん職場であった。会社はマスクも支給せず、安全衛生対策がきわめて不十分な状態だった。

Sさんは東京労基局に管理区分申請をしたが、この際、T製作所が最終粉じん作業場の証明をおこなったものの、粉じん職歴ははじめの3年あまりだと主張していた。管理区分申請中に死亡したため、東京労働基準局は決定に準ずるものとして「参考意見」を交付し、管理区分4相当と認定した。労災請求については、夫人による遺族補償請求と未支給の休業補償、療養補償について行うことになり、T製作所に事業主証

明を求めることになった。

この段階で当センターに神奈川県センターから要請があり、当センターよりT製作所に連絡をとり協力を要請した。

ところが、T製作所は作業期間についての見解の食い違いがあることなどを理由に各請求用紙への証明を拒否してきた。6月8日に直接会社に赴いたが態度はかわらず、やむを得ず証明拒否のまま、その日に八日市労基署に労災請求をおこなった。

労基署は当然請求を問題なく受け付けたが、こうした安易な証明拒否は被災労働者や遺族、家族にとっては非常に不快で許せないことである。証明拒否された場合に、最悪、請求をあきらめてしまう場合あるというのが実状で、労働行政の事業主への指導強化と証明拒否にあっても請求できることのPRがもっと必要だろう。



1歳児保育で頸肩腕障害悪化 公務災害を申請

摂津市職 **北 摂**

摂津市の保育所で保母として働く若手のAさんは、1997年度に労働負担の比較的大きい1歳児を担当した。この保育所ではこの年度から新しい保育形態として「グループ保育」が取り入れられた。12名の子供を保母3名が4名ずつ担当し、より細やかな保育を行おうという試みである。

この当時、グループ保育に取り組んだのはこの保育所だけだった。より密着した保育を目指すため、当然スキンシップが増え、頸肩腕障害にとっての労働負担も増えてくることが予想される。Aさんも以前から軽い肩こり程度を感じることはあったがこの年おこったことはいままで経験したこ

とのないものだった。

担当した4名の中にたまたま月齢は低いが体重の重い子供が入っていた。歩行が不完全なために抱くことが多くなり、特に左腕に抱いて右腕で作業をすることが増えた。このために左上肢へ極端に負担がかかり、左肩の疲労感がだんだん痛みに変わっていった。左首あたりの腫れ、左耳が聞こえにくくなるなどの自覚症状も出てきて、9月下旬には左首から手首にかけての鈍い痛みを感じ、帰宅後に湿布を貼ったが痛みでコップも持てなくなった。その後痛みは継続し、常時左首から指先にかけてのしびれと痛みを感じるようになった。特に左親指と示指を広

げると激痛が走るため、左手が満足に使えない状態になったのだった。茶碗が普通に持てない、自転車のブレーキがかけられないなど日常生活上も大きな支障となった。

98年度からは3歳児担当となり負担が軽減したが軽くなったものの症状は継続した。いまは時間内通院制度を利用したり、職場の協力によって徐々に回復しているように感じるほどにはなったということだ。

労組では、公災申請にとりくむことにし、現在、地公災基金大阪府支部に申請中である。5月下旬には地公災基金担当者との話し合いをもち、実態をふまえた公災認定を要請したところだ。職場の対策強化を含めて取り組みをすすめており、安全センターとしても積極的に協力していくことにしている。

外山鑄造労災損害賠償裁判

元同僚と被告会社社長の証人尋問 おこなわれる

京 都

鑄造工場で左足をチェー

ンに巻き込まれて重傷を

負ったペルー人労働者Hさんの労災損害賠償裁判の口頭弁論が6月4日、11日と続いて京都地裁で開かれた。

4日は事故当時の同僚Uさんが証言台に立った。す

でに事故より6年以上がたち、事故を起こしたバケットエレベーターを作動させた労働者はじめ当時の関係者たちの消息が分からなくなっている中、唯一当時を知る貴重な証人である。彼自身もHさんの事故の1年半ほど後に同じ工場内の機械に指を挟まれ薬指先を失う事故にあっており、Hさんの裁判への協力を快く承諾してくれた。そして、昨年8月の現場検証にも立ち会い、今回も不況で休みを取るのが非常に難しかったにもかかわらず、仕事を休んで夫婦で愛知県から京都までやって来てくれた。

働き始めて4ヶ月ほどで事故にあったために仕事を辞めたHさんに比べて、通

算2年以上被告会社の工場 で働いた経験があるUさんは、事故のあったバケットエレベーターについてもよく知っていて、あふれた砂によって作動しなくなった時に砂を取り除いて機械の調整をするのは彼の主な仕事だった。また、彼の証言で当時の作業内容や作業環境についても明らかになった。「大きな事故にいたら ないまでも、工場では毎日 ちよつとしたやけどなどの けががありました。」と、 彼は語った。

11日は被告会社の社長が証言した。彼は事故以前に被告会社の役員の1人であつたが一旦退職、1993年に前社長が交通事故死した後会社を受け継ぐことに

なった人物である。工場での作業内容については詳しい様子であつたが、彼の退職後に起こつた本件労災事故に関しては、「通常ではそのようなやり方はしていなかつた。」という証言にとどまり、現場にいなかつたためあまり信用性があるとは思えなかつた。また、最後には準備書面での主張に反して、朝礼で「気をつけましょう。」と注意してはいたが、きちんとした安全教育はしていなかつたことを明らかにしてしまつた。

次回弁論は7月19日、被告側はHさんが証言をしたときに本名を明らかにしたのを受けて、事故にあつた人物と同一かどうか当時の関係者を捜して照会すること、原告側としては次回までにHさんの日本人との結婚証明を提出して、Hさんが将来的に日本に滞在できることを示して、日本に比べてかなり低いペルー国での平均賃金ではなく、日本での就労時の賃金で賠償するよう主張する予定である。



位田弁護士とUさん夫妻

5月の新聞記事から

5/7 午後3時ごろ静岡県大井川町の大井川港前浜埠頭で、テレビドラマ「GTO」の収録中、岸壁からオートバイが海に転落するシーンを演じていたスタントマンが、オートバイの上に転落して胸を強く打ち死亡。

大阪市が情報公開請求を受け取りながら受理印を押さずに放置する例が相次いでいることが分かった。大阪市は「検討に時間がかかるので」と請求者に了承を取っているので問題はないとしている。

5/9 午後2時半ごろ東京都港区の「日産クレジット本社ビル」前のガス管工事中に、漏れていたガスに引火し同ビル鉄筋コンクリート造り9階建ての1から5階までを焼き、会社員2人が気管支にやけどを負い病院に運ばれたが1人が死亡、ガス管工事の作業員2人も軽いけが。

5/11 大阪府守口市の関西西大付属病院に勤務していた臨床研修医が昨年8月に急性心筋こうそくで死亡したのは、過酷な勤務が原因としてその両親が同医大に約1億7200万円の損害賠償を求め訴えを、大阪地裁に起こした。

総務庁が発表した財務調査結果により、動力炉・核燃料開発事業団の累積欠損額が1996年度末で1兆6129億円に上っていたことが明らかになった。

午後1時5分ごろ富山県高岡市と新湊市にまたがる日本重化学工業高岡事業所庄川工場で爆発事故が起こり、派遣従業員の森英男さんが全身火傷で死亡、他従業員1人が重傷を負った。溶接棒の原料となるフェロマンガンを粉砕作業中に、ダクトが加熱し爆発したらしい。

5/13 水俣病の認定を申請し、健診の途中で死亡した水俣市の女性の病状調査を、熊本市が17年間も怠り、カルテが廃棄されたことを理由に申請棄却処分にしていただけが分かった。遺族は行政不服審査を請求した。

5/14 川崎市南部の公害病認定患者ら495人が国と首都高速道路公団に、損害賠償や汚染物質の排出差し止めを求めた「川崎公害訴訟」の控訴審が、東京高裁で開かれ、和解交渉が合意に達した。国の環境改善を条件に原告側は賠償請求を放棄する。

太平洋戦争中に旧日本海軍の軍属として徴用され、銃撃戦で右手指を失った在日韓国人の姜富中さんが戦傷病者戦没者遺族等援護法にもとづく障害年金請求の却下の取り消しを求めた行政訴訟で、大阪高裁の松尾政行裁判長は和解を勧告した。同種の訴訟での和解勧告は異例。

大阪市は市内8カ所の直営ごみ焼却施設のダイオキシン調査結果を発表。敷地内の土壌で1グラムあたり最高390ピコグラム、周辺公園

で最高98ピコグラムを検出したが、国の暫定基準1000ピコグラム以下のため「安全」とした。

大阪労働基準局の調べで、大阪府内の公共ごみ焼却施設の半数が労働相の通達に反して、作業場のダイオキシン濃度の測定をせず、3分の1が作業員に保護具を着用させていないことが分かった。

5/18 世界銀行は、喫煙に起因する健康被害による死者数が2030年までに年間1000万人になり、死因のトップになると警告する報告書を公表。

5/19 全国トンネルじん肺補償徳島請求団の20人がゼネコン32社を相手に第三次訴訟を徳島地裁に起こした。佐賀でも、原告8人が元請けのゼネコン各社に2億6400万円の損害賠償を請求する訴訟を起こした。

滋賀県草津市の「近江リネン」の社長が県条例で定めた基準を超えるヒ素を含んだ排水を琵琶湖に流入する農業用水路に流したとして、水質汚濁防止法違反の疑いで滋賀県警生活保安課などに逮捕された。

テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の大阪市此花区の建設予定地に土地所有者の住友金属工業が産業廃棄物70万トンを埋め立てていた問題で、同区の住民3人が建設工事差し止めを求めた仮処分を大阪地裁に申し立てた。住民は、工事を中止し、有害物質の拡散を防止するよう求めている。

5/22 山一証券の顧客相談室長だった樽谷紘一郎さんが1997年8月に東京都内の自宅近くで刺殺された事件で、中央労働基準監督署は事件未解決のままの労災申請を認める決定をしたことが分かった。顧客相談部門の責任者で苦情を言いに来た顧客に脅されたことがあり、監督署は業務そのものに危険があったと判断した。

5/27 定期点検中の関西電力美浜原発3号機の二次系の蒸気配管を支える機器が26日に破損していたことがわかったが、関西電力は地元自治体に報告をしていなかった。

福井県高浜原発4号機の定期検査で蒸気発生器の細管4本のひび割れを発見。高温や水圧の影響による「応力腐食割れ」が原因。

5/28 日本原子力発電は来年3月に運転開始から30年の福井県敦賀市敦賀原発1号機について、2010年まで運転を継続する方針を同県に報告。

5/29 北海道の元炭鉱労働者とその遺族がじん肺の損害賠償を国と三井鉱山に求めた裁判で、提訴より13年後札幌地裁で判決があり、小林正裁判長は国の責任は認めず、三井鉱山にたいして計18億8900万円の賠償金を原告54人に支払うよう命じた。

腰痛予防に腰部保護ベルト—**楽腰帯**をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

Relief (リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。
特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男	リリーフG	グレー・ブルー - (ワット)	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	リリーフL	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。 ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 **国際印刷出版研究所**

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可
関西労災職業病
6月号(通巻28号) 99年6月10日発行
(毎月) 回10日発行